

秋田県埋蔵文化財センター男鹿収蔵庫消防用設備等保守点検業務委託特記仕様書

1 目 的

秋田県埋蔵文化財センター男鹿収蔵庫内に消防法（昭和 23 年法律第 186 号、以下「法」という。）に基づき設置されている消防用設備等について、法第 17 条の 3 の 3 の規定に定める定期点検及び設備等の調整及び清掃等、関係法令を遵守し行うもの。

2 業務履行場所

- (1) 所 在 地 秋田県男鹿市船川港比詰字餅ヶ沢 2 0 0
- (2) 名 称 秋田県埋蔵文化財センター男鹿収蔵庫
- (3) 用 途 前各項に該当しない事業場（消防法施行令別表第一第 15 項該当）
- (4) 構造・規模 鉄筋コンクリート造、地上 3 階、延面積 8, 103. 95 m²

3 業務履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日

4 消防用設備等の種類等

消防用設備等の種類は、自動火災報知設備（配線含む）、消火器具、排煙設備及び防排煙設備（種類によっては配線含む）とし、数量等の詳細は別に示す設計図書及び配置図のとおりとする。

5 業務内容

消防庁告示第 9 号（平成 16 年 5 月 31 日）の規定に基づき、消防庁長官が定めた点検方法により行い、その点検の過程において必要とされる設備等の調整や清掃等も行うものとする。

点検の結果は、同規定による報告書の様式により作成し報告するものとする。また、この報告書を必要に応じて消防機関に提出するよう指示するときがある。

6 業務に従事する者

業務に従事する者は、消防用設備等の種類に応じたそれぞれの消防設備士免状の交付を受けている者又は消防設備点検資格者とする。

7 業務の実施期間

次の期間によりそれぞれ行うものとする。ただし、具体的な点検実施日にあたっては、事前に協議のうえ決定する。

- (1) 機器点検及び総合点検（1 回目） 令和 8 年 9 月 1 日から同月 1 5 日まで
- (2) 機器点検（2 回目） 令和 9 年 3 月 1 日から同月 1 5 日まで

8 提出を要する書類及び提出時期

- (1) 点検結果の報告に関する書類

上記 5 に示す書類（提出部数 正副各 2 部）

提出期限は、次のとおりとする。

- ① 機器点検及び総合点検（1 回目） 令和 8 年 9 月 3 0 日
- ② 機器点検（2 回目） 令和 9 年 3 月 3 1 日

- (2) 建築保全業務委託計画書

契約締結後 1 4 日以内（建築保全業務委託契約にかかる関係様式集 様式第 1 号 提出部数 1 部）

- (3) 委託業務完了通知書

委託業務が完了した時（建築保全業務委託契約にかかる関係様式集 様式第 6 号 提出部数 1 部）

9 その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。